令 和 2 年 12 月 18 日

弊社で勤務する全ての従業員の皆様へ

~労働者代表の選出について~

株式会社パレネ

労働基準法の定めにより、会社と労働者の間で協定を締結する際には、その手続きにおいて全労働者の中から過半数の支持を得た者（以下、労働者代表）を決定することになっております。
労働者代表には、弊社の全労働者の意見を代表して会社側との各種労使協定等の取り決めや手続きにあたって意見していただく重要な役割を担っていただきます。
今回の代表者は、以下の協定について協力をいただくことになります。

1. 労働基準法 36 条に定める時間外労働・休日労働に関する労使協定
2. 労働者派遣法第30条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

立候補の受付

令和3年1月4日～令和3年1月31日

受付窓口
担当：太田　　電話　076-214-8680
メール　oota@parrainer.jp

▶ 労働者代表としての任期【　令和3年4月1日～令和4年3月31日　】

▶ 労働者代表として、お名前は掲載させて頂きますので、予めご了承ください。

▶ 複数名の立候補があった場合には、選挙等により各1名を選出致します。

▶ 立候補をしたことで不利益を受けることは一切ありません。

詳細及びご不明点につきましてはお気軽に受付窓口または担当営業までお問合せ下さい。